

第4回伊奈町まちづくり基本条例懇話会資料

次 第	
1	開 会
2	座長あいさつ
3	議 題 (1) 今後の伊奈町まちづくり基本条例懇話会について (2) 伊奈町まちづくり基本条例素案について (一) 第3回まちづくり基本条例懇話会でのご意見 (二) 事務局における見直し (3) 伊奈町まちづくり基本条例検討委員会への提言書案について
4	そ の 他
5	閉 会

令和5年10月11日（水）
午後2時から
伊奈町役場3階 全員協議会室



今後の伊奈町まちづくり基本条例懇話会について

9月

10月

11月

12月

第4回 懇話会

検討委員会への 提言

・**修正版条例素案**
・**提言書案**
に係る意見交換

提言書の最終確認のため、
座長と事務局における調整

・座長に来庁いただき、検討委員会委員長
(副町長)に提言書を手交いただくことを想定
・**会議としての開催の予定はなし**
(委員の皆さまのご出席はご不要)

【留意点】

- ・第4回の開催結果により、第5回の開催が必要と思われる場合
(提言書案の大幅な修正が必要な場合等)は、別途会議を
開催させていただきます。
- ・検討委員会が策定した最終的な条例案については、
懇話会委員の皆さまに、後日提供させていただきます。

【参考】

伊奈町まちづくり基本条例懇話会設置要綱(抄)

(任期)

第4条 委員の任期は、検討委員会へ提言する日までとする。
ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、
前任者の残任期間とする。

(一) 第3回まちづくり基本条例懇話会でのご意見(1/5)

前文に関するご意見

委員からのご意見	素案への反映
・前文 1 行目「私たちのまち伊奈町は、～輝くまちです。」と言い切っているが、前に進むという意味を表す際に、「～は、～です。」で結ぶ文章はどうか。もっと色々な人の意見を聞いていいまちをつくる意思を入れるべきでは。	反映済み
・町民憲章をそのまま入れてしまうのはおかしいか。町民憲章も町民の目標であると思うので、リンクさせるよう、存在を匂わせる表現を入れてもらえれば。	同上
・前文で、文化や自然環境に触れる言葉がない。文化と自然環境の文言も入れてほしい。憲章とうまく絡めてもらえれば。	同上
・「にぎやかで美しいまち」を「賑わいのある美しいまち」という風に、やわらかい表現にした方が良いのでは。	同上
・「広く人々から親しまれ、愛される」を「人々から広く親しまれ、愛される」に修正したほうが良いのでは。	同上

(一) 第3回まちづくり基本条例懇話会でのご意見(2/5)

第3条(定義)に関するご意見

委員からのご意見	素案への反映
・3条に「町」の定義で各委員会が書かれているが、「町」とは職員のことでは。一般の方が見たときにわかりにくい。もう一步突っ込んで書いてもいいのでは。	反映済み
・第3条(4)協働の定義に、「対等の立場で協力しあう」とあるが、対等の対場というのが引かかる。町や議会は仕事としてやっている中で、町民は別の仕事等を持っている。何が対等なのか補足をしていただいた方がいい。例えば企画・立案・評価等は対等だと思うが、対等なことを明確にしていきたい。	同上
・3条の協働の定義で、よりよい共通の目標に向かうからには、対等に意見を交わさなければならない。北本市自治基本条例3条6項にあるとおり、共通の目標があるから協働できるのではと思う。共通の目標をお互い認識しあうのが前提であれば対等というのがわかりやすくなる。共通の目標という文言を入れてはどうか。	同上



(一) 第3回まちづくり基本条例懇話会でのご意見(3/5)

第8条（環境配慮の原則）に関するご意見

委員からのご意見	素案への反映
・8条で「生物の多様性を保全するため」とあるが、生物の多様性の保全だけが目的のように見える。環境問題は多岐にわたるため、「生物の多様性の保全、環境への影響に配慮した」や「持続可能な循環型社会を基調としたまちづくりにするため、生物の多様性を保全、環境への影響に配慮した」という形にしては。	反映済み
・8条の、生物の多様性の保全については、森林伐採等で生息地がなくなるという、大きな意味の自然破壊のように受け取れる。循環型社会については、資源や廃棄物に視点があって、資源問題のような印象を受ける。それぞれの関連が見えないのでつながりが見える優しい表現をしていただきたい。アンケートに人と自然との共生の割合が高いこともあり、環境配慮の原則は大事なことであるが、条文を整理してほしい。	同上

第9条（町民の権利及び責務）に関するご意見

委員からのご意見	素案への反映
・第9条に、八潮市のように、必要な説明を受ける権利も入れてほしい。情報公開されても読み解くことが難しい場合もあるので。	反映済み

(一) 第3回まちづくり基本条例懇話会でのご意見(4/5)

第11条（職員の責務）に関するご意見

委員からのご意見	素案への反映
・「誠実かつ公正に」とあるが、誠実は職員の態度・資質の問題、公正は職務上の本質的な問題。どちらの順番を先にすべきか、よく検討してほしい。	反映なし ※伊奈町職員服務規程との整合図るため

第12条（議会の責務）に関するご意見

委員からのご意見	素案への反映
・13条にもリンクするが、議会にもっと主体的な行動を促すものとしてほしい。	反映なし ※他の主体（町民、町長、職員）の責務の規定ぶりとのバランスを踏まえ、原案のままとしました
・12条「町民の意思を的確に町政に反映させ」が最終目標であれば、言葉を補った方が良いのでは（例：「反映させるために」）。	反映なし ※当該文言に続く「伊奈町としての最良の意思決定を導き出さなければならない」ことが、目的であることから

(一) 第3回まちづくり基本条例懇話会でのご意見(5/5)

第13条（議員の責務）に関するご意見

委員からのご意見	素案への反映
・「持続的な緊張の保持等に努め」とあるが、町と議会は、お互い相互監視関係になければならない。もっと緊張持って取り組むということを、どこかに入れてほしい。	反映なし ※他の主体（町民、町長、職員）の責務の規定ぶりとバランスを踏まえ、原案のままとしました

第14条（情報の公開及び発信）及び第15条（個人情報の保護）に関するご意見

委員からのご意見	素案への反映
・14条と15条「他の条例」は情報公開条例と書いてもいいのでは。	反映済み ※第15条では、個人情報の保護に係る法令を明記しました



(二) 事務局における見直し(1/2)

前文における見直し

見直しの内容	見直しの理由
・ 1 段落目「バラのまちとして親しまれる」の「る」を削除 ・ 3 段落目「地理的条件」を「地理的<u>好</u>条件」に修正 ・ 6 段落目「愛されることを願い」を「愛されることを願<u>いつつ</u>」に修正 ・ 6 段落目「町民に開かれた温かいまちづくり」の前に「<u>日本一住んでみたいまちを</u><u>目指すとともに、</u>」を追記 ・ 6 段落目「町民に開かれた温かいまちづくり」を「町民<u>主体</u>の開かれた温かいまちづくり」に修正	より分かりやすい表現となるよう、文言の整理を行いました。
・ 5 段落目「<u>町と町民</u>の協働」を「<u>町民、町及び議会</u>の協働」に修正	まちづくりの主体者である町民の位置を、冒頭へと変更しました（他の条文における順番と揃えました）。 また、まちづくりをともに推進していく立場である議会を追加しました。

第4条（まちづくりの基本理念）における見直し

見直しの内容	見直しの理由
・ 「町民は、まちづくりの主体者として、（中略）、まちづくりを推進する」を「町民は、まちづくりの主体者として、（中略）、<u>町民が輝く</u>まちづくりを推進する」に修正	目指すべきまちづくりの姿を示すため、文言を補足しました。

(二) 事務局における見直し(2/2)

第7条(地域尊重の原則)における見直し

見直しの内容	見直しの理由
・「町民、町及び議会は、(中略)、地域の特性を尊重するとともに、町はその支援を行う」を「町民、町及び議会は、(中略)、地域の特性を尊重し、その支援を行う」に修正	より分かりやすい表現となるよう、文言の整理を行いました。

